

○警察装備管理システム運用要領の制定について

平成19年8月13日
会甲達第9号、情甲達第13号
石川県警察本部長から部課署長あて

最終改正 平成30年3月23日務甲達第34号、会甲達第5号、情甲達第19号

対号 平成12年4月12日付け務甲第351号、情甲第62号「警察装備管理システム運用要領の制定について（通達）」

警察装備資機材の管理については、対号に基づいて運用してきたところであるが、このたび、別添のとおり「警察装備管理システム運用要領」を定めたので、適正な管理運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

警察装備管理システム運用要領

1 目的

この要領は、警察装備資機材の有効活用及び総合運用の促進を図ることにより警察力の強化を目的とした、警察装備管理システム（以下「システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 管理運用

システムの管理運用については、石川県警察情報管理システム運用管理要綱（平成23年3月25日付け情甲達第6号）及び石川県警察情報管理システム運用管理要領（平成29年7月4日付け情甲達第21号）によるほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

3 対象とする装備資機材

システムの対象とする装備資機材は、石川県警察が保管管理する装備資機材とする。

4 業務処理

システムの運用は、石川県警察情報管理システムの端末装置を用いて行うものとする。

5 運用管理者等

(1) 準拠

システムの管理運用については、石川県警察情報管理システム運用管理要綱及び石川県警察情報管理システム運用管理要領に定めるシステム責任者及び運用管理者が当たるものとする。

(2) 業務主管課長

システムの業務主管課長は、警務部会計課長とする。

6 システムの利用

システムの運用に必要なアクセス権者及びアクセス権者のアクセス範囲については、別表「アクセス権限付与対象者一覧」によるものとする。

7 運用時間

システムの運用時間は、石川県警察情報管理システムの運用時間に準拠するものとする。

8 その他

システムの運用に当たり必要な細目事項は別に定めるものとする。

別表

アクセス権限付与対象者一覧

区分	対象者	アクセス範囲（利用区分、内容）	その他業務管理
警察本部	業務主管課 （装備管理係）	全所属の装備資機材にかかる業務管理、登録、削除、照会、印字業務	
	総務業務担当 （補助）者	所属装備資機材の業務管理、登録、削除業務 全所属の装備資機材の照会、印字業務	所属装備資機材の数量管理
	上記以外の者	全所属の装備資機材の照会、印字業務	
警察署	警務係	所属装備資機材の業務管理、登録、削除業務 全所属の装備資機材の照会、印字業務	所属装備資機材の数量管理
	上記以外の者	全所属の装備資機材の照会、印字業務	